

マイナンバー「個人番号カード」交付にかかる休日窓口開庁について

1 目的

個人番号カードの受取りは、原則、本人が来庁し手続きを行わなければならないが、平日の来庁が困難な方々の利便性の向上を図るため、休日窓口開庁を実施する。

2 実施日

毎月第2・第4日曜日（実施開始日：平成28年2月28日（日））

※ただし、個人番号カードの申請状況等により縮小していく予定です。

3 開庁時間

午前8時30分から午後5時まで

4 対応課及び配置職員数

生活環境部市民課（配置職員数：6名以内）

5 業務内容

個人番号カードの交付に限る

※ カードの交付は予約制を取り入れているため、当日に予約された方のみ対応する（原則として交付場所が市民課と指定されている方）。

6 管理体制

課長、又は課長補佐が交替で付く。

7 周知方法

個人番号カードの交付の手続きが整った方々に対し、順次、交付通知書（はがき）を郵送しているため（特定の個人に限られるため）市報等での周知はしない。

8 担当課

生活環境部市民課